

まっことありがとう基金 募集要項

2025年3月吉日
公益財団法人公益推進協会

目的

1. 印西市近隣の地域社会を見渡すと、開発の名のもとに自然環境が消滅しており、さらに農業の衰退により里山環境がなくなりつつあります。生物多様性及び景観保護の観点から、里山保全活動を行っている団体にメールを送ります。
2. 社会福祉の必要性は、地域社会にとってますます高まっています。長年にわたって献身的にボランティア活動をしている団体をサポートします。

助成額

1件あたりの助成金上限は原則として10万円

助成件数

1. 里山保全活動 1件 2. 社会福祉活動 1件

募集期間

2025年4月1日（火）～2025年8月20日（水）（WEB申請17：00締切）

助成対象

- (1) 非営利団体であること
- (2) 上記の目的を達成しようとする営利を目的としない活動
- (3) 印西市において実施される下記のいずれかの活動
 1. 里山保全活動
 2. 社会福祉活動
- (4) 助成対象期間
2025年8月1日から2026年7月31日（期間内であれば、助成申請事業の期間や回数は問いません。）

補足事項

- (1) 対象経費について
支出を認められない経費：常勤スタッフの person 費や家賃等の団体の維持に必要な経常的経費
支出を認められる経費：事業実施に必要な経費全般（事業を行うにあたり特別に必要な追加のスタッフ person 費も含む）

応募方法

右記のQRコードまたはURL（<https://form.run/@kikaku-rGfEgyhU9juFP0EPdehg>）からWEB申請を行ってください。応募には下記書類の添付が必要です。

- (1) 申請補助資料（助成実績・収支概要）

※当財団ホームページ（<https://kosuikyo.com/>）よりダウンロードしてください。

- (2) 定款または団体・グループの規約や会則
- (3) 前年度（2024年）の決算書（貸借対照表と収支計算書等）と事業報告書
- (4) 本年度（2025年）の予算書と事業計画書



(5) 申請金額の根拠となる見積書の写し ※単価が5万円を超える経費は必須

(6) 企画書、活動状況のわかる資料（チラシ、画像資料など） 【提出は任意】

※申請後の差し替え・修正等には原則応じられませんので必ず事前のご確認をお願いします。

ネット環境の不具合等により受付時間内に応募ができない場合でも締切後は受付不可となります。あらかじめ余裕をもって手続きをお願いします。

(補足事項)

設立後間もない団体で、前年度の事業報告と決算書類がない場合にはその旨を記載してください。

(2)～(4)の応募書類は提出時点の最新版とし、選考期間中に最新の書類が用意できる場合には差し替えを行いますので別途ご連絡ください。

□選考及び結果通知

(1) 選考

分野ごとに選考します。

当財団の選考委員会において厳正に書類選考し、常任理事会で決定します。なお、応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、選考の過程で、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や、現地調査もしくはヒアリングを行うことがあります。

(2) 結果通知

2024年10月上旬を目途に申請者に対し、採否を文書又はメールで通知します。

※ご応募いただいた申請の不採択理由は開示いたしません。予めご了承ください。

□助成金の交付

助成決定者には、採否の通知時に振込先を記入する用紙をお送りします。

その用紙が当財団に返送され到着後1ヶ月以内に、指定先口座に振り込みます。

□助成決定者の義務

- ・当助成金で実施する事業に関する広報物（チラシ・パンフレット・ホームページ・SNS等）に、「公益財団法人公益推進協会まっことありがとう基金による助成事業」であることを明記してください。
- ・助成金を受給した場合は、申請の予定通り事業を遂行して下さい。
- ・受給した助成金は、善良なる管理者の注意をもって管理し、申請した助成対象事業以外への利用はしないでください。
- ・助成対象事業の完了後、1ヶ月以内に下記書類をGoogleフォームにて提出してください。
 - ① 助成事業報告書（指定書式）
 - ② 助成事業収支報告書（指定書式）※支払先や支払金額が明記された領収証やレシートの写しを必ず添付
- ・適正な助成金交付事業執行のため、当財団から状況報告を求め、帳簿書類等の調査を行う場合があります。
- ・基金設立者への報告を行います。プライバシーに配慮が必要な場合は、写真等の加工を行ってください。

■やむを得ず以下の事情が生じた場合は、必ず当財団の事前承認を得てください。

- ・助成対象事業の内容を変更するとき
- ・助成対象事業を中止する場合や重複しての受給となることが判明したとき
- ・助成実施期間の延長を希望する場合

□助成金の交付決定の取り消し及び返還

助成事業の中止の申請があった場合、次の各号に掲げる場合又は上記義務に違反した場合は、助成金の交付の決

定を取り消し、交付した助成金があるときはその一部もしくは全部の返還をしていただきます。

- (1) 助成対象事業が完了しなかったとき
- (2) 助成金を他の用途に利用したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (4) 公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠った事実が判明したとき
- (5) 決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき
- (6) 応募要項及び当財団が依頼した内容や条件に違反もしくは従わなかったとき

助成に対する問い合わせ先

〒105-0004 東京都港区新橋 6-7-9 新橋アイランドビル 2階

公益財団法人公益推進協会 まっことありがとう基金担当

E-mail : info@kosuikyo.com

(件名は「【問合せ】まっことありがとう基金_団体名」としてください)



公益推進協会 HP